

J R 東海 労申第 28 号  
2020年3月11日

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海 労働組合  
中央執行委員長 木下 和樹

「新型コロナウイルス感染症の現状を踏まえた体調不良時の報告について」  
に関する解明申し入れ

新幹線鉄道事業本部関西支社大阪仕業検査車両所の会社掲示板に2020年3月5日付けで「新型コロナウイルス感染症の現状を踏まえた体調不良時の報告について」なる掲示（以下「掲示物」という。）が掲出された。

この掲示物によると、「より迅速・適切な対応を行うことが必要」「以下の条件に該当する場合は休日等も含め、その時点で速やかに管理者へ報告を行うこと」他と記載されており、条件が記されている。

この掲示物について、以下の通り解明事項を申し入れるので、団体交渉を開催すること。

記

1. 掲示物の内容は、対策本部が検討し決定した全社員向けの指示と考えるが、会社の見解を明らかにすること。
2. 掲示物に「万が一、社員及びご家族の体調が悪化した場合、その事実をできるだけ早期に把握することにより、より迅速・適切な対応を行うことが必要となる」と記されているが、会社が「社員及びご家族の体調が悪化した場合」を、会社が「早期に会社が把握すること」により行うであろう「より迅速・適切な対応」を具体的に明らかにすること。
3. 掲示物に「以下の条件に該当する場合は休日等も含め、その時点で速やかに管理者へ報告を行うこと」と記されているが、前記報告を行う就業規則や法的他の根拠を明らかにすること。
4. 掲示物では、社員のみならず「ご家族」の健康状態についても報告することと記されているが、前記報告を行う就業規則や法的他の根拠を明らかにすること。
5. 掲示物には、「○社員及びご家族に関して」として、「新型コロナウイルス感

染症の罹患が疑われる症状（※）が出た場合」として「風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲みつづけなければならない時を含む）」、「強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある」といった症状（令和2年3月2日時点の情報であるため、情報が変更になった際は厚生労働省の指示に従うこと）」と記されているが、「厚生労働省の指示」は国民に対してのものであり、JR東海社員に対してのものではない。何故に家族を含めた報告を「条件に該当する場合は休日等も含め、その時点で速やかに」会社に報告させるのは、業務遂行に支障が出ないようにしようと考えているとしか考えられない。会社の見解を明らかにすること。

6. 掲示物には、「○社員に関して」として、「濃厚接触者と保健所等に判断された場合」並びに「37.5℃以上の発熱がある場合」と記されているが、前記条件に当てはまる事が報告された場合の会社としての対応が示されていない。前記条件に当てはまる場合の、会社の対応を明らかにすること。

7. 厚生労働省の「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」「令和2年3月5日時点版」には、「発熱などのかぜ症状について、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気による場合が圧倒的に多い状況です。風邪やインフルエンザ等の心配があるときには、これまでと同様に、かかりつけ医等にご相談ください」と記されているが、かかりつけ医等から新型コロナウイルス感染の可能性のため来院等の診療を控えて経過観察等の指示を受けた場合は、発熱等により会社を休んだ場合でも体調不良だったことが証明できない事が想定される。これまで会社は発熱等で休む場合は、社員に診断書等の提出を求めてきたが、かかりつけ医からの指示による経過観察等の指示により診断書等の提出ができない場合が想定される。このような場合の会社としての対応を明らかにすること。

以 上